○農林水産省告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　保安林の所在場所　富山県富山市才覚地字水上割四四、五一から五三まで、五五、字東野割四六一から四六七まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　富山県富山市山田中瀬字林尾一四の一、一七の一、一七の二、一八、二二、二三、二四の一、二四の二、二五、大清水字大谷割一二〇（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　保安林の所在場所　富山県南砺市在房字石名坂三の一・四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、細野字丸塚一九六（次の図に示す部分に限る。）、一九四の一、一九四の二、一九五、利賀村下原字後野原山四三、六六、利賀村百瀬川字西山一三（次の図に示す部分に限る。）、院瀬見字東山一一の二八、小二又字左近三四・三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一から四まで、六、七、八の一、八の二、九から一八まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　富山県南砺市西明字細谷一五の一

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字足尾谷沢八七八八、字金沢八七九三

二　指定の目的　水源の涵養

三　(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須賀川字前用一三六二、一三六三、一三六七、一三六八、字大道沢一三七二・三九〇五・三九〇六・三九一一・三九一三・三九一七・三九一九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六九、一三七〇、一三七一の一、一三七一の二、一三七三、三九一二の一、三九一二の二、三九一四の三、三九一四の四、三九一五の二、三九一六の二、字麦ケ作三九〇七（次の図に示す部分に限る。）、三九〇八、三九〇九の一、三九〇九の二、三九一〇、字カブ戸屋三九二〇（次の図に示す部分に限る。）、三九二一、三九二二、字戸松三九五七・三九五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九五九の一から三九五九の三まで、三九六〇から三九六七まで、三九六八の一から三九六八の四まで、三九六九から三九七一まで、字井戸沢三九七二、三九七三

二　指定の目的　水源の涵養

三　(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字西ノ平三〇三八、三〇四〇、三〇四四の一九、字惣実三八七の六、字石岡四〇一八、字岩渕四七七五の一、四七七五の二、字古野古田四七七の二、四七七の四、字浦ノ迫四九五八の二、四九六〇の一、四九六二の一、四九六二の七、字麦地五〇〇三、字詰ノ迫五〇三七の二、字田出尾上五一四五の一、字蛇渕五二三八の一、五二三九、五二七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　(一)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市渋川字砂子沢五六一、五六一の四から五六一の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　(一)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）